

東京民医連「薬害根絶の会」

☆薬害根絶を願う思いが世代を超えて
過去の薬害被害救済に尽力した職員と
HIV訴訟支援に取り組んだ若い職員で



「薬害を繰り返さないために」
2000年スタート

・一年前にもこの集会で紹介させていただきました「東京民医連薬害根絶の会」と申します。

・今回、薬害イレッサ訴訟においては、和解勧告、国とメーカーの和解拒否、判決 という大きな流れがありました。

・その流れを受けて 私たち薬害根絶の会が取り組んだことを、発行した「根絶の会にゆ〜す」で 紹介させていただきます。

☆☆東京民医連☆☆
薬害根絶の会にゅ〜す♪

2010年12月15日発行 第19号

11・26薬害イレッサ総決起集会！！

◆11月26日、「薬害イレッサ訴訟の早期全面解決を求める総決起集会」が、午後6時30分より、東京参加者からのメッセージがガラス窓いっぱいになり付けた、文京区本郷の文京区民センターにおいて開催され、220人もの大勢の皆様に参加していただきました。



◆多くの来賓者の純意も届きました。「初めてこのような現象を知った」「これからのがん治療がよりがん患者の思いが伝わるものであるために届がてできるか」など様々な報告がありました。



（イレッサ訴訟連絡会事務局長の皆さんの挨拶）



（決起集会の様子）

◆報告代表の挨拶から始まり、同日、大阪と東京の両地裁に「和解勧告を求める上申書」を提出したことが報告されました。「がん患者の命の重さを認む」この裁判の思いでもある「抗がん剤の副作用死亡に副作用救済制度の適用を」などがより現実的になるのではないかと思います。



◆薬害裁判という大変な問題で集まった会でありながら、この裁判にかける思いが、今後のがん患者への明るい未来につながる可能性を感じ、純粋な気持ちでした。

◆東京民医連の各支部からも多くの参加者がありました。また、会場設営に難病を代表してヘルプしてくれた院所もありました。薬害にとって大変な難みになったことは間違いないと思います。皆様：かわいい顔に入れても美味しくいただきました。

「イレッサ薬害被害者の会」トピより
◆この裁判で争っていることがとてもよく伝わっているのではないかと感じます。期待できそうです。

あと一年生きていければ孫の顔が、あと半年生きれば孫の花が、もう少し生きていたらガンと闘った患者は、さまざまに闘ってくださるであろう副作用を寛容しながら、強い意志と頑固な信念を持って治療に臨みます。毎食毎日は抗ガンでも、一日一日の命の重さは健康な人と変わりありません。

使用する抗がん剤の利益・不利益など全ての情報を知った上で納得できる選択の自由を確保してほしいと強く訴えています。販売開始から僅か数年で、何百人もの患者が副作用で死んでいる。こんなにも多くの副作用による死に被害が報告されているのに、がん患者は、仕方ない死として殉難されて何の救済もなく逝くことすらできないのが現状となっております。このイレッサの副作用被害を巡って、抗がん剤の承認制度の改善、医薬品の承認・販売の透明化、抗がん剤の使用による死に被害に関する、副作用被害救済制度の創設等、さまざまな不備や疑問を提起し、がん患者の命の重さを1人でも多くの人達に訴え、誰もが納得して抗がん剤治療が受けられるシステムの実現を願って行動してまいります。

☆署名のお願い☆
『抗がん剤副作用死亡と医薬品副作用による胎児死亡について 被害救済制度の創立を求める請願』にご協力ください。



◆署名用紙送ります。このニュースを読んでくれること、その内容を身近な人に伝えてくれることが薬害根絶の大きな力になっています。



昨年の11月26日 薬害イレッサ総決起集会

この日 西と東の両地裁に「和解勧告を求める上申書」を提出

思い起こせば、昨年の11月26日 文京区区民センターで「薬害イレッサ訴訟の早期全面解決を求める総決起集会」が開催され、

この日 大阪と東京の両地裁に「和解勧告を求める上申書」を提出したことが原告団より 報告されました。

☆☆東京民医連☆☆
薬害根絶の会にゅ〜す♪

2011年2月17日発行 No.20

2月25日よいよ大阪判決言い渡す！！

全面解決に向け運動の輪を広げましょう☆

＜国告期限 2/28、AZ 社・国が和解勧告拒否の意向を示しました。＞

AZ 社：和解勧告は受け入れず、判決を待つこととした。
厚労省：新抗癌剤の開発、承認審査の在り方など今後の医薬品行政の根幹に関わる問題なので慎重に検討したい。

＜学会などが和解勧告へ異議＞ 国立癌研・高山理事：副作用での不幸な結果の責任を問うという判断は医療の根本を否定する。日本神経学会：こうした責任追及が薬事行政の萎縮、製薬会社の開発意欲の阻害につながる。新しい医療技術を迅速に国民に提供することが困難になることを危惧する。日本医学会-高久会長：副作用の予防を旨しても治療の可能性に賭けるのが現場の実情

＜和解勧告にあるように＞ 治験および臨床試験が 3/5 で観察された間質性肺炎(1 万症例で 10 例そのうち半数死亡)は審査時添付文書記載もなく、PMDA の指摘で重大な副作用 4 番目に頻度不明で追加。平均的な医師を対象とした具体的な注意喚起が読み取れる記載とは思えません。しかも、事の重大性はこの時点で十分予想可能であり、企業の対応が不十分であったことは明らかです。医療現場が欲しいのは良し悪しをきめた情報です。この裁判でも「わかっていなかった情報が伝えられていなかった」薬害の根拠が隠されています。ゆがが良薬だとしても、半年で 180 名の死者を出した事実は大問題であると責難を受け止め反省しなければ、それこそ医療の根幹を揺るがすのではないでしょうか。かつて好中球増殖因子がなかったころ、癌化学療法は今よりも手術に近い高リスクな治療でした。癌は消えただけで患者さんは亡くなった。この矛盾を最大限の努力で回避する重要性（大切さ）をこの事件は再び訴えている気がします。



2/24 木曜日 16時~17時
東京民医連 (2F) 会議室にて

★和解勧告拒否からの学習会★
を開催します。
和解勧告を受けるべきあの学習会ですが、同等のようなかを自身で確かめる機会になると思っています。参加と推進の協力をお願いします！！



- ☆今後の予定☆
- 2月25日(木) 15:00~
大阪地裁判決宣讀し、大阪地裁にて
 - 3月2日(水) 12:30~14:00
前年集会~大阪判決を受けて~
 - 3月3日(木) 8:30~9:30
常任委員会議 1F 多目的会議室にて
 - 3月9日(水) 12:00~13:00
マンスリー行動 厚労省前にて(予定)
 - 3月9日(水) 12:00~13:00
官邸前行動【目的の届】 首相官邸前にて(詳細未定)
 - 3月23日(木) 15:00~
東京地裁判決宣讀し、東京地裁 101 号法廷にて
その後、報告集会(決断未定)
- * 上記予定は変更することがありますので、事前に文庫連HPなどでご確認ください。

~大阪地裁判決のお知らせ~
日時：2011年2月25日(金)
15:00~
場所：大阪地方裁判所 202号
○大阪判決直前集会
場所：大阪地裁前 西天海善松公園
時間：2月25日 14:00~
直前集会の後、入廷行動となります
○判決の後、報告集会を行います
場所：大阪中央公会堂(中之島公会堂)
時間：2月25日 16:00~

しかし、国、メーカーは和解勧告を拒否

そして、学会からの和解勧告への異論がネットを飛び交う

医療現場への影響力は必至・しかもそれが情報操作によるものとは..

しかし、国、メーカーは 和解勧告を拒否しました。

そして、学会からの和解勧告への異論が ネットを飛び交いました。

特に「ドラッグラグ問題」「医療の消極化を懸念」という言葉は 医療現場を「和解勧告」批判へ扇動したいのか..と考えるものでした。

☆☆東京民医連☆☆
薬害根絶の会にゅ〜す♪

2011年3月17日発行 №21

3月23日東京地裁判決言い渡しです！！
多くの傍聴者で判決を見守りましょう♪

☆日時：3月23日（水）15時から
☆場所：東京地方裁判所 101号



3/2 西日本訴訟判決報告会（衆議院会館にて）が行なわれ、多くの支援者や議員が集まりました。

話題はやはり国の責任についてでした。判決は、777社に対して、製造物責任上の指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任法上の責任を認めました。しかし国の責任については「行政指導の不作為が、裁量権を逸脱して著しく不合理とまでは言えない」という理由で責任を否定しました。しかし判決では「添付文書の重大な副作用欄に肺炎性肺炎を記載するよう行政指導をしたこととまったことは、必ずしも万全な規制権限の行使であったとは言えない」と、不十分な行政指導を明確に断じており、「777社」違法性をのがれたとしか言いようがなく、未曾有の被害をもたらした社会的責任は到底免れません。

東日本訴訟判決では、この国の責任を認めさせる判決を勝ち取り（しっかりと反省していただき）、薬害をおこさせない薬事行政の「真の指導機関」になってほしいと願います。



東北地方太平洋沖地震の被害にあわれた皆さま
に心からお見舞い申し上げます。



**西日本訴訟判決は 国の責任については認められなかった
しかし 不十分な行政指導を明確に断じる 判決文だった
だからこそ どうして国の責任を認めないのか・・・**

2月25日大阪判決が言い渡されました。

ニュースは 3/2 衆議院会館で行われた「西日本訴訟判決報告会」のものです

その判決では 国の責任については認められませんでした。

しかし、不十分な行政指導を明確に断じるものでした。

だったらどうして責任を認められなかったのか・・・

3/23東京地裁勝訴判決！ 国とアストラゼネカ社の責任を認める

判決が言い渡されました！！

東京地裁第101号判決、松並裁判長により判決文が読み上げられた。「1.主文、被告らは…、違害して…」最初の「被告らは」で、国とアストラ社の両被告に有罪の判決が言い渡されたのがわかった。原告とその支援者は心が揺れた。「やったあ」という感涙の中にも「本当かな？」という気持ち。無意味なかもしれない。

ある原告のM-1がは裁判への批判で炎上状態になった。医師会、国から対決的な声明(その声明文は原告側の人が案分を添って情報操作を働きかけていたことがわかった)が発せられ、和解勧告は拒否された。「抗がん剤の副作用を助長しかねない、医療の高度化が懸念…」など患者の不安を煽らせ、原告 vs 患者会側の構図を作らせるなど、耐えがたい困難の中で原告勝訴判決だからだ。

大阪地裁では、国の行使すべき行政指導が求むことと十分であったとしか意見を強く指摘しつつも、添付文書に対する行政指導権限の内容の明確な定めがないこと等を理由に、国は著しく不合理ではなかったとし、国に有罪の判決は下されなかった(国の行政指導は「自由裁量」の範囲と解釈)。右に続く⇒



⇒しかし、東京地裁の判決文はこうだ。
・医薬品の副作用等その安全性を確保するために必要な使用上の注意事項は基本的に添付文書に記載されていなければならない。
・厚生大臣には、それらにその記載が欠けている場合には記載するよう行政指導する権限と責務がある。

・営利企業である製薬会社が安全確保のために営業上不利益となる情報を進んで記載することは十全には期待し難い。

「医薬品の安全確保のために必要な記載が欠けているのに(国が)放置したり、一部の指導をしたのみで安全性確保を責めしないままにすることは、国民の健康被害を防止する観点からは許されない」ということだ。また、利益に影響する不利益な情報を営利企業である製薬会社が隠す傾向であることを考慮し、それを確実に行政指導する責務のあることもしっかり指摘している。

◆残念ながら、3月末、4月初めにアストラ社と国は控訴の手続きをとりました。原告側も対抗策として控訴の手続きをとりましたが、患者が医療を信じて安心して治療を受けられるためにも、速やかな早期全案解決が何よりです。そのためにも、多くの方の理解と支援をこれからも引き続きお願い致します。



☆署名のお願い☆

『抗がん剤副作用死亡と医薬品副作用による胎児死について 被害救済制度の創立を求める請願』にご協力ください！
このニュースを読んでくれること、その内容を身近な人に伝えてくれること、署名を集めること、が薬害根絶の大きな力になっています♪



アストラ製剤による副作用被害者の会(株)代表

東日本訴訟 国の責任も認めた 勝訴
営利企業の製薬会社が安全確保のために営業上不利益となる情報を進んで記載することは十全に期待し難い
⇒権限がある行政はそれを確実に指導する責務がある

そして迎えた3/23 東日本訴訟 東京地裁判決は国の責任も認めた 原告の勝訴でした。

営利企業の製薬会社が 安全確保のために 営業上不利益となる情報を 進んで記載することは 十全に期待し難い

権限がある行政は それを確実に指導する責務がある という文言が「見抜いてくれたんだ」と感じました。

☆☆東京民医連☆☆ 薬害根絶の会 news

2011年6月8日発行 No.23

6月25日薬害イレッサ学習会開催！！

日時：6月25日(土)
15:30~17:30
(14:30開場・受付)
場所：東京民医連会講堂
-大塚駅徒歩10分-
3F「スピル」2階
講師：阿部弁護士
宮地薬剤師
開場から時間の限り「スエダ薬害」
-PMDA開設の源と取った薬害-
のビデオを上映します。

薬害イレッサ判決は何を問いかけているのか！

★添付文書の記載が薬の安全な使用において「要」となることを再確認しよう。

★添付文書が薬の安全性を担保する「存在」として込められているものであるよう、現場からの聞きかけを継続していこう。これが今回の学習会のテーマです。

★通常外でも有効な使用がある場合、添付文書は「制約」を与えるものだが、海外では認められている治療であれば「ラジ」に数がる。私たちはその「制約」に苦労したことが幾多とありました。

★1994年の「カマ」事件は、添付文書の「制約」が「安全性を担保するためのもの」でもあるということを発信しましたが、その認識が薄れた結果が今回の薬害事件の流れの1つともいえます。

★イレッサも平成17年で200名近い副作用死亡を出した際、添付文書の改訂を重宝しました。市販前臨床試験の死亡例が特許意にも重宝とあり、「警告」が追加されました。また、重大な副作用、検査検査、重要な基本的事項の書き直しも変更しました。中でも「投与開始は入院もしくは外来に準ずる管理の下で」の記載で「もっと早くできると見えたことを見い出します。」

★仕事しながら治療は困難に感じました。短期間入院して副作用の70%には対応できず、しかも、本来治療するための医療行為が「死」の結果と知ることにはかなりの悲しみです。でもおかげで新しい薬も出てきて、現場からの「安全観」を重視するなどの大事さを発信し、実践し、展開していくために薬害学習会に参加していただき、意見を交換できると喜んでいます。



8月24日は薬害根絶デーです！
薬害イレッサを解決して薬害の連鎖を断ち切ろう！
薬害行政を監視する第三者機関を実現させよう！
厚生省前で、各都府県で、患者様に、友人・知人に、薬害根絶を訴えよう！
厚生省前行動の詳細は次号に掲載します☆

どうぞお気軽にご参加ください！



合署名のお願い
イレッサ副作用死亡と医薬品副作用による副作用死亡について、被害救済制度の創設を求める請願にご協力ください！
このニュースを読まれても、その内容を身近な人に伝えてください。署名を集めることは、被害根絶の大きな力になります！

薬害イレッサ東西判決は何を問いかけているのか！ 薬害を繰り返さないために、みんなで考える機会をつくろう

しかし、実際にイレッサを薬害とは違うという 医療人はいます。

医療の発展のためには薬の進歩は重要だから、悩むところだということでしょうか？

しかし、薬の進歩は「命を守るもの」であることが大前提です。
薬という商品が「命を守るもの」であるためには、現場の医療人の「厳しい目」は欠かせないのに と思うと 不安になりました。

そこで、このイレッサ訴訟の判決は何を問いかけているのか！
薬害を繰り返さないために、みんなで考える機会をつくろう ということになりました。

☆☆東京民医連☆☆
薬害根絶の会 news ♪

2011年7月28日発行 第24

8月24日は薬害根絶デーです☆
大きく熱く取り組んで薬害の連鎖を断ち切ろう！

- ☆11:45～12:50 厚労省前リレートーク
- ☆13:00～13:15 厚労省前庭・碑の前行動
- ☆13:30～14:00 ハレード
- ☆15:00～17:00 集会（弁護士会館2階クレオ）
- ☆17:30～18:15 街頭宣伝活動

【観音り駅】
東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線
露ヶ間駅 B3出口（厚労省）、B1出口（弁護士会館）

☆薬害根絶ちんぷろ☆
恒例の「薬害根絶デー」グッズを各薬局に送ります。
忙しい日常とは思いますが、おのれ配布とグッズ振り付けで
「薬害根絶」の力・味をうまもよろしくお願ひします。



＜上の写真＞講師の岡野弁護士
＜下の写真＞学習会の様子

6月25日薬害イレッサ学習会開催されました♪

6月25日まったく気分の上程午後には伊予学習会が開催されました。
参加者が予選を裏切る37名と大変うれしいかぎりの開催でした。
岡野弁護士からは、国の責任を認めなかった大坂地裁も判決文の中で国の責任を厳しく指摘していること、学会の声明文は厚労省の下書きがもたらしたことの電のやらせマークとわがへ、「利権を追求する企業が自己の不利となる情報を出さないようにするのは当然考えられるゆえ行政指導を確実にすることは国の責務」とした東京地裁判決の重要性などが話されました。
宮地裁判所からは伊予申請の資料、議事録などが示され、当初から何が問題となって、その問題はどうか対処されたのか(されなかったのか)が話されました。薬が有効で安全に使われるためにその本生を紐解くナドとして「審査報告書」があります。ナド主催の学習会や資料、雑誌を読む時間があれば「審査報告書」を読んでください。決して患者の犠牲を前提にした「育業」であってはいない。という訴えは全く同感でした。

- 講演のあと参加者でグループワークを行いました。出された意見・感想を少しだけ紹介します。
- ・承認審査の杜撰さにあきれた。しっかりやっていたら違う結果になっていたかもしれない。
 - ・市選を治験の途にしていなか！承認試験の段階からきちんとした試験をさせる方法が絶対必要。
 - ・医師のマークにあたっては、費業と供給で販売するのではなく、もっと倫理的なものが義務されるべき。
 - ・Eのナドナドを載て、企業や厚労省の対応はうち目も変わっていないなど。
 - ・薬事委員会でのゆるべき業、新薬等の制限を薬利部発からしっかりと行う。
 - ・新薬を意味単位で対応していないか、我々民連の責任も感じない。
 - ・患者の不利をなくすために、薬利部は本気で業を調査しないといけない。

「薬害」のこと「薬害被害」のこと多くの方が考えるようになってほしい
「薬」は安全に・有効に使われてこそ「薬」っていえるんだ
いつもの仕事の中に「薬害防止」の心を持って

これが最新のにゆ一すです。

薬害イレッサ判決の学習会報告を記事にしています。是非読んでみて下さい。

この会場の一人でも多くの方が共感し、行動していただければと思います。

拙い話しをご清聴いただきありがとうございます。

東京民医連 薬害根絶の会 <http://www.gaiki.net/yakugai/ykd/tmr-ykk.html>